

令和3年度 入札監視委員会（第4回）議事概要

海上自衛隊

開催日及び場所	令和3年12月22日（水） 海上自衛隊 横須賀地方総監部 厚生棟1階 会議室	
委員 （◎：委員長）	後藤 由紀子（公認会計士） 田才 晃（大学院教授） ◎細田 孝一（大学教授） （敬称略：五十音順）	
審査対象期間	令和2年度4月1日～令和3年3月31日	
審議対象案件	7,318件（横須賀地方総監部： 5,991件） （厚木航空基地隊： 1,327件）	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出案件	総件数 10件	（審議概要） ・ 契約状況及び指名停止措置状況について報告 ・ 抽出案件の概要説明 ①～⑤横須賀地方総監部 ⑥～⑩厚木航空基地隊
一般競争	5件	
指名競争	2件	
随意契約	3件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問 ① 2潜群乗員待機所女性区画整備 ・ 応札業者が1者だった理由を問う。 ・ 落札比率が1となった理由を問う。 ・ 本契約の入札参加資格である防衛省競争参加資格「建築一式工事」に「A」が含まれていない理由を問う。 ・ 落札比率が1となることは頻繁に発生するのか。	回 答 ・ 履行場所（米軍基地内）や契約内容（既存施設の小規模改修）及びコロナ禍等の影響と考えられる。 ・ 標準資料（歩掛り）を用いて算定した予定価格よりも業者見積の方が安価であったために業者見積を予定価格算定の根拠として採用した結果、落札比率が1となった。 ・ 当該工事の予定金額上、「A」資格の要件を満たしていなかったためである。 ・ 工事において頻繁に発生するものではないが、前述のとおり標準資料（歩掛り）による積算価格よりも業

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札業者が1者だった理由として、履行場所が米軍基地内に立地していることが関係しているのか。 	<p>者見積が低い場合、落札比率が1となることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍で米海軍横須賀基地内への立入手続きが厳格化されており、米軍における手続きへの忌避感も1者応札の理由のひとつと推測される。
	<p>② 軽油2号（艦船用）免税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札業者が3者ありますが、それぞれの入札金額差が1千万程の違いがある理由を問う。 ・ 調達時期の影響もあるのか。 ・ 予定価格の決定方法について問う。 ・ 2者から見積りを聴取したとのことだが、価格が安価な方の見積りを採用したのか問う。 ・ 免税とあるが、南極で行動するためという理解で良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者ごとに仕入れ価格に応じた価格を設定しており、価格差が生じていると考える。 ・ そのような要因も考えられる。 ・ 過去の事例がないことから、2者から徴取した見積価格を採用して決定した。 ・ 左様である。 ・ そのとおり。南極往復分に係る燃料だからである。
	<p>③ 「ちよだ」年検 ④ 「ちよだ」年検（専門業者工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札業者の金額にマイナスが計上されている理由を問う。また、見積り順位書にある「変更」の記載について問う。 ・ 同様の変更は頻繁に生じるのか。 ・ 「ちよだ」年検と「ちよだ」年検（専門業者工事）の落札比率を比較した場合、専門業者工事の方が高い理由を問う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修理前に契約した内容から変更が生じ、予定していた修理内容が実施されないこととなり、契約変更により、契約金額が減額となったものである。 ・ 艦船修理については、修理途中に追加修理が生じるため、変更契約を実施している。 ・ 「ちよだ」年検については、元契約の応札業者が2者参加したため競争がなされた結果、算定した予定価格よりも低い金額が入札されたもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちよだ」年検の変更契約分の落札比率が高い理由を問う。 ・専門業者について、競争性が働かないという理解で良いか。 ・艦船修理契約については、当初から変更を見越した内容で契約することは困難という理解で良いか。 ・護衛艦は建造した造船所でなければ修理できないという認識であったが、「ちよだ」年次検査の応札業者が2者あった理由を問う。 	<p>と推察する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両契約の違いは、造船所が実施する修理と専門業者が実施する修理に分けて契約している。 ・装備品修理は、製造業者以外には実質的に不可能なため、競争性が作用せず落札比率が高くなる。 ・変更契約分は、元契約のように競争性が作用せず、既契約業者との商議によることが多く落札比率が高くなる。 ・左様である。 ・艦船修理は、公募により技術を持った業者と契約することとなる。通常は、建造した造船所以外での修理は実質的に困難であるが、「ちよだ」は建造した造船所以外にも公募に応じられる技術を持った造船所があるため2者応札に至った。
	<p>⑤ 「こくりゅう」定検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格内訳のうち、一番の割合を占める項目は何か問う。また、予定価格算定に係る適正性について問う。 ・「こくりゅう」を建造した造船所は川崎重工業だが、他社が修理を実施することは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・船体及びエンジンに係る修繕費用である。潜水艦は船体構造が二重であることや水密性を確保するための確認等があるため、工数に係る費用がかかる。また、本契約については「信頼性特約条項」を付しており、工数や材料費について会社側が提示した見積りを基に予定価格を算定している。 ・潜水艦建造業者は2者あるが、それぞれ建造した潜水艦以外の入札には参加しないのが実情である。また、建造した造船所によって構造が若干異なることも影響していると推察する。

	<p>⑥ NLP 関連施設維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常自隊で行っている施設を当該期間、米軍に使用させる契約という理解で良いか。 ・仕様上、米軍が施設を使用時と不使用時によって分けて考えられているのか問う。 ・前年及び前々年の契約業者を問う。 ・同一の業者のみが1者応札として入札している理由を問う。 ・硫黄島という特性から新規業者の参入は実質的に困難という事情は理解した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務に係る契約期間は1年間である。また、米軍が当該施設を利用するのは訓練期間のみである。 ・仕様上、施設の維持管理に関して米軍使用時と不使用時で分けて考えてはいない。米軍が訓練施設を使用している間は米軍が管理する。 ・前年及び前々年の契約業者は同一である。 ・履行場所である硫黄島という特異性があり、新規業者の参入は困難であると推察する。
	<p>⑦ 食器洗浄作業等及び清掃作業等の委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年及び前々年の契約業者は同一の業者か。 ・1者応札とならなかった年度はあるのか。 ・当該契約に感染症対策は含まれていないと思うが、別に契約しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左様である。また、今年度の契約業者は別の業者である。 ・前前年は5者、前年は1者であった。また、今年度は3者であった。 ・感染症対策は調理員（隊員）が実施しており、契約業者は、実施していない。
	<p>⑧ 閃光灯装置, 電源部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札結果から製造業者が落札しているが、製造業者以外が落札することは困難なのか。 ・落札した製造業者以外に当該物品を製造している業者の有無を問う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格算定にあたり、数社から見積りを徴取したが、製造業者が提示した金額の方が他の会社の見積り額と比べ安価であった。 ・当該物品の製造は落札業者1社のみである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・他の空港では他社製の物が使用されていることはあるのか。 ・本件については、閃光灯を製造した業者が入札に参加している状況であり、他社との競争に有利であることを理解した。 ・電源部の構成品について、一式を10台購入したという理解で良いか。 ・当該品のライフサイクルを問う。 ・航空機の着陸用灯火と推察するが、灯火が点灯しない状況は不具合ではないのか問う。また予備品を購入する必要はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空灯火を製造する業者は複数社存在するが、厚木基地で使用している閃光灯は、落札業者社製のものが設置されている。 ・左様である。現在の故障状況から10台を購入した。 ・実績から5年程度である。 ・交換した後、修理を経て使用可能状態の予備品も存在するが、基本的に新品の購入交換としている。 ・数か所点灯していない状況であれば運航は可能なため、故障の都度購入している。
	<p>⑨ AIによる画像解析及びAI活用の効率化に関する技術調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提示資料から、探知した音を学習させるようなものと推察するが、どのように活用するか。 ・技量が不足している隊員でもAIを活用することで熟練の隊員と同等のレベルで目標識別を可能にするものという理解で良いか。 ・哨戒機のレーダによって、潜水艦の形が分かるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監視飛行においてレーダの解析結果から目標を識別するために使用するものであり、本来であれば熟練の技量が必要なところ、人員確保が困難なため、AIに学習させ人と同じ能力を発揮できるか研究するものである。 ・左様である。データがあれば、AIが一定の能力を発揮するものである。 ・レーダ波で潜水艦の形は分からない。監視飛行は、水上を航行する船舶等に対して実施している。目標を遠距離から解析し効率的に監視しており、水上目標に対して使用するも

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は新しい技術の研究開発に関するものだと理解している。契約方式は随意契約だが、当初考えていた会社は何社だったのか。 ・2社から契約業者を選定した理由を問う。 	<p>のである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は2社であり、必要なヒアリングを実施していた。 ・本件は公募による随意契約である。公募による技術審査のため、募集したが参加表明は1者のみであったためである。
	<p>⑩ AIを活用した自動類識別に関する技術調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先程の案件との違いを問う。 ・先程の案件の契約業者と本件の契約業者はどちらも本契約を履行できる技術をもっているのか。 ・先程の案件では、2者が参加可能であったが、公募への応募が1者であった理由を問う。 ・当該契約と先ほどの契約は内容も似ており履行期間も同じであることから、2つの契約を1つにした方が総合的に安くなったのではないかと考えるが、2つに分けた理由を問う。 ・本件は、一般競争入札ではないものの、同じ会社が2件とも応札していれば、全体の契約額は安くなったのではと考えるが、随意契約であり、やむを得ないものとも考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象航空機の相違である。 ・先程の契約は2社とも技術を保有しているが、本件については契約業者1者のみが履行可能な技術を保有している。 ・応募は1者であったが、本契約においては先程の案件の契約業者が下請け業者として参加している。 ・2つの契約は扱うAIの技術が異なるものであるため、別々に考える必要があると判断したものである。本件は公募による技術審査の応募業者が1者であった。また、先程の案件と本件の技術審査項目が統一性はないものと判断したため、分けたものである。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特に意見なし。</p>	

2. 入札談合案件の処理状況について				
談 合 情 報 件 数	総件数	0件	(審議概要) ・該当案件なし	
談 合 情 報		0件		
点 検 結 果 疑 義		0件		
○委員からの意見 ○それに対する回答等	意 見 ・ 質 問	回 答		
	なし。			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし。			
3. 再苦情処理（再説明請求回答）				
苦 情 申 立 件 数 (再説明請求件数)	総件数	0件	(備考) ・該当案件なし	
一 般 競 争		0件		
指 名 競 争		0件		
随 意 契 約		0件		
再 苦 情 申 立 概 要 (再説明請求概要)	申立日	件 名	契約方式	内容等
		・該当案件なし		
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし。			
	なし。			